

特集

宮本憲一先生出版記念講演録

歴史は未来の道標—リプライ+講演

宮 本 憲 一（大阪市立大学・滋賀大学名誉教授）

歴史研究は社会科学の王道

今日は私の著書のために、たくさんの方が雨の中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。とりわけ、いま環境問題の第1線に立っている4人の方にコメントいただきまして、大変光栄なことで、どうもありがとうございました。

コメントについては、到底全部は答えられませんが、後で少し申し上げることにしまして、最初になぜ歴史を書いたかということについて話をさせていただきたいと思っています。

社会科学は実験ができないので、現状を分析して政策を提案し、将来どうなるかという未来について語る場合には、一つの方法は現状の統計を使ってシミュレーションをして、提案する。もう一つは歴史を振り返って、その中に一定の法則性を見いだす。どちらかの方法論を取らざるを得ないのでありますが、マクロ分析をする場合には、どうしても歴史認識が必要であると思っています。

私は、経済学のある分野を研究する場合には、理論、歴史、政策という3局面を統合して初めて完成するので、公害・環境問題の経済学を体系化するには歴史研究をしなければならないと常に思っていました。しかし、歴史研究というのは大変手間の掛かる仕事です。資料はできるだけ全部読まなければなら

ない。それが全部使えるわけではない。使えない資料も読まなければ歴史にならないわけで、そういう意味では、時間と労力のある若い時にやるべきなのでしょう。私は現状の解決が求められている時に歴史研究をするというのは、現状から逃避するようで申し訳ないとかんがえ、歴史研究は年を取ったときの楽しみにしておこうと思っていました。実際に年をとってやってみると、これは大変なことで、実に労力がいるのですね。知力以上に労力がある。今回も、集めた資料の読み残しが、かなりあります。戦前の公害も研究していたのですが、資料不足で、戦後と同じようにシステムの分析できないので、後に残すことにしました。歴史としないで、『史論』としたのは、Critical Historyであるためですが、取り上げなかった問題もあったからです。

歴史が政策科学としての意味を持ち、歴史の教訓は現状を動かす力があります。私がそのことを経験したのは、四日市公害裁判の原告証人として、被告企業を告発した時です。コンビナート企業は亜硫酸ガスによる公害を予防できなかったのは、低濃度の亜硫酸ガスの公害の予防は最初の経験で、これを防止する方法や技術は過去になかったと考えていました。これは公害史の研究がなかったためで、戦前の公害問題といえば、足尾鉍毒事件が拳

げられて、それも水汚染事件で、紛争を暴力的に解決したことに なっています。しかし調べてみると、当時同じような製錬所で、亜硫酸ガスの大気汚染事件があり、足尾事件があまりにも悲惨な結末であったために、その二の舞をするなどということで、画期的な大気汚染防止をした日立鉱山や住友の四阪島製錬所の成果があることが解りました。それで、私は証言にあたって「公害、特に大気汚染事件年表」をつくり、戦前に住民の激しい反対運動によって、日立が世界一高い煙突を立てて解決を図り、これが後に大阪アルカリ事件で原告農民勝訴の画期的判決の根拠となったこと、また半世紀にわたる農民との交渉の中で、住友が世界最初の排煙脱硫という画期的な発生源対策を生んだことなどを明らかにしました。これによって歴史の教訓に学ばなかったコンビナート6社が裁かれる基盤ができたのです。

公害裁判は学会と違って、原告と被告の全人格を懸けた論戦になる。少しでも事実に誤りがあれば、権威が亡くなり判決に影響する。歴史の中で最も力を入れた住友の記事は手元の『別子開坑二百五十年史話』という会社の記録を基にしたが、どうもこの基礎になった元の記録があるらしいのです。そこで、当時の住友金属鉱山社長に手紙を書いたところ、その資料は占領軍の財閥解体の指示の時に焼却したので、お手持ちの『史話』で証言されてよいと返答がありました。裁判が済んでから四阪島を訪ね、案内してくれた技師長に件の記録を訪ねたが、自分も見たことがないということでした。工場見学の後、貴賓室でお茶を飲んでいたら偶然近くの棚にある書類に気が付き何気なく手に取ってみるとそれが

住友の技術者集団の作成した『別子鉱山煙害問題』でした。私は小躍りしたい気分でした。技師長は昔話と思い、その原資料の重要性を知らなかったのです。私は旅の途中であったので、技師長に大阪へ来る時に持ってきてもらい、しばらく貸して欲しいと頼みました。彼もあなたが発見したので、必ず持っていくと約束してくれて別れました。

併しいつまでたっても資料は届きません。そのうちに研究室に住友の総務課長が現れました。この資料を宮本に貸すかどうかで、重役会議は否定的であったが、先の技師長は宮本との話は科学者同士の約束なので、これに反するような決定をするなら研究者の信義にもとるので、こういうことでは今後指示に従わないと強い抗議をしたそうです。このため、困った重役会の決定は宮本には資料を1日だけ貸し、以後は住友の資料室の泉屋文庫に保管し、門外不出としたいというのです。その会社の決定文書を私に渡して、資料を1日だけ置いていきました。当時のコピー機の能力では徹夜になった仕事を市大図書館がやってくれました。

この経験で企業にとって公害問題というのがいかにアキレス腱であるかが解りました。戦前の事件で、住友のように弾圧せずに農民との長い交渉をしてきたところでも真実を明らかにされると会社にとってマイナスが暴露されるから、公開はしたくないのです。公害史こそ日本資本主義の本質を明らかにするという確信がこの経験から生まれたのです。このエピソードと戦前の歴史は今回書いていませんが、日本資本主義を理解するために歴史研究の必要性の一端はお分かりいただけたと思います。では次に、コメントを基にして、

お答えしましょう。

この本の企図について

私は、今回の本では全体として、公害の本質とか、公害の対策を明らかにしたいというだけでなく、戦後の日本資本主義というものを明らかにしたいという目的がありました。そのために、淡路さんが言われましたように、政治経済的な裁断をしたということになるのです。

戦後の日本の資本主義の発達とはどういうものであったか。決して高度成長したというだけでなく、高度成長をするためのシステムというものが試行錯誤で独創的に形成され、同時に、急成長のために安全は軽視され、労働災害や公害を引き起こしていくシステムになっていたんだということを、この本を通じて明らかにしたかったのです。水俣病のように企業の犯罪といえるような面もありますが、公害はシステムの欠陥にあります。だから、最近の不況の中で高度成長に帰れという言葉を聞くと、再び環境破壊が進むので、何と無責任なことを言うのだらうと思うのです。

そういう意味では、この本は、政治経済的なシステムが形成されていく過程の中で、同時に公害問題が進行していく過程を明らかにしました。そして公害の歴史は先ほどからご指摘がありましたように、このシステムに反対して、下からの住民の世論と運動がこれを制御・改革したのです。名もなき住民が小さな勇気をふるって、基本的な人権を主張し、それを、一部の研究者や社会運動が、それを支持して、政府の公害無策に反対する革新自治体を作って、公害対策を進め、あるいは公

害裁判をして救済と公害対策を取らせたのです。

高度成長期の日本の公害は、いまの中国以上に深刻な公害問題が進行していたのです。しかし今はあの深刻な公害の時期は忘れられています。この間、西宮のある高等学校から公害の話を頼まれました。あまり高等学校で講演したことはないのですが、よい機会とおもって生徒と対話をしました。40年前にはその地域は、ばいじんがひどくて、洗濯物は干せず、10車線の道路の周辺では子どもが外で遊ばず、43号線道路公害裁判が行われたところでした。いまの子どもたちはまったく何も知らない。そういう意味では、あの頃のスモッグの状況とか、水汚染の状況は忘れられているのです。それをどうして解決したかは生徒も関心があり、熱心に聞いてくれました。

『恐るべき公害』の中に書きましたように、地獄図のような状況だったのですが、この解決については絶望的な状況でした。そういう状況の中で、わずか20年足らずの間に、空をきれいにし、水をきれいにするということをやった力が、どこにあったかというのは、戦後史の中で、どうしても書いておかねばならないと思っていました。強固な政官財学癒着の高度成長システムを制御できたのは、戦後憲法体制であり、基本的人権を権利として主張し、民主主義の基礎である地方自治権を駆使し、三権分立による司法の自立を発揮した成果です。この戦後憲法体制とそれに基づいた住民運動、革新自治体と公害裁判の社会的意義を明らかにしたかったのです。この憲法擁護が第1の社会的動機です。

第2の問題は、日本よりも早い速度で高度

成長して、公害を出しているアジア、特に中国の問題を考えていまして、この日本の経験をアジアに伝えたいというのがこの本を書く第2の社会的動機です。幸いなことに、これを出版したらすぐに東北財経大学から講義に來いといわれました。滋賀大学長時代にこの大学と親密な交流があり、立命館大学の曹瑞林教授のお世話もあって日本の大学より先に東北財経大学で、『戦後日本公害史論』のエッセンスを講義することができました。私は中国の公害問題の専門家ではありませんが、日本の公害史の教訓を明らかにすることによって、中国の公害問題の解決の社会的方法を学んで欲しいと講義をしました。公害政策は中央政府の政策に依存しては、進まないこと。まず名もなき住民が自分の人権というものを主張して、公害反対の世論や運動をつくることで、公害対策は始まること。それを一部の専門家、研究者や弁護士が支援して、少数派であっても、新しい理論をつくり、新しい対策を立てたということが、青い空を取り戻し、汚い川や海を元のきれいな環境に取り戻す原因になったことを述べました。

それから、非常に大切なことは、公害対策は住民の身近にある地方団体に責任がある。中国の場合には5カ年計画の中に環境政策を入れるというかたちで、トップから環境政策が出ているんですけれども、やはり住民の健康とか生活環境を一番よく分かっている地方団体が行政的な権限を持って規制をしなければ、具体的には進まないと。地方団体に主導権を持たせる必要があるのではないかと。基本的人権のような原則的なことは、中国ではなかなか理解が難しいです。自由なNGOが中国にあるかどうかは問題ですし、最近、淮河

のがんについて、NGOの疫学が初めて採用されたといわれていますから、やっと疫学のデータを公表するようになったのでしょうか。

ただし中国では、公式の席上で、疫学の調査をやっていると質問すると、「しています」と言うのですが、では、そのデータを見せろと言っても、絶対出しませんね。だから、PM2.5でどれだけの大気汚染患者が出ているかという疫学の統計はないでしょうね。住民を参加させて、住民に統計や観測の結果を知らせて、どういう対策を採ればいいのかということを常に知らせ、考えさせ、行動しなければ、ダメだということを東北財経大学の若い研究者にわかってもらいたいと思って講義しました。

これはアスベストなんかになると、もっとひどいことになるので、今日はお話しできませんけれど、アスベストは中国の場合、これから大変な被害が出てくるのではないかと思います。

それから3番目は、いまの原発やアスベストの災害が発生してしまって、なかなか対策が進まない現状をどうするかということについて、戦後の公害史の教訓が生きないかということでありました。

それらの点で、先ほど言いましたように、十分に全ての資料を読みこなせるところまで行かなかったかもしれませんが、一応本書を出版することができまして、幸いたくさんの方に読んでいただいて、ありがたいことだと思っています。

おそらく、あらためて原発の災害などに直面して、戦後の公害問題の教訓を考えなければならぬ。また、いまの「憲法」体制が変わるという危機感について、戦後史をもう一

度考えてみたいと思った方が読んでくださっているのではないかと考えています。

コメントへの応答

ここで4人の方のコメント対して、意見を述べたいと思います。

共通したこととして、寺西さんが言われたように、1960年代から70年代にかけて、あれほど高揚した公害反対の世論、あるいは、もう少し広く言えば、環境政策に対する世論と運動があつて、かつ、政策が前進したにもかかわらず、なぜ90年代以降、80年代終わりからと言っているのですが、停滞してしまったのか。ドイツの環境政治学者ワイトナーが言うような日本の環境政策は「アップ・アンド・ダウン」で、アップした時は世界をリードしたが、いまはダウンしているというのはなぜかということに対して、どうこたえるかということです。

では、それをどう回復するかというのが、おそらく、この本を読まれた方だけでなく、いま環境政策をやっている方の共通の問題点ではないかと思うんですね。

私はそう簡単に答えられる問題ではないと思っていますのです。つまり、戦後の公害問題、そして、最近の原発災害に至る問題の原因は、ある企業が犯罪的な行為をしたということではなくて、システム的な問題だと思うのです。水俣病だけで戦後の公害を語る人は、どうしても企業の犯罪的行為で公害というのを切ろうとするんですけれども、それは間違いで、べつに企業が意識して住民を殺してやろうとか、意識して環境を破壊してやろうとか、そういうことではない、資本主義は、その正常な経営状態の中で公害問題を引き起こすので

す。そこに問題があるわけです。

だから、資本主義の本質とか、日本の経済のシステムそのものが問題であつて、もちろん個別の企業の犯罪的な行為が深刻な公害を起こす場合があることは明らかですけれども、やはり戦後、あれだけのひどい公害問題が起こったのはシステム公害なのです。

それから原発の問題も、これは東電の失敗ですけれども、それを越えて、日本のエネルギー問題のシステム的な欠陥というのが表れていると考えなければならないのではないかと。

そういう意味で言うと私は、80年代以降の日本の資本主義の政治経済システムがどういうものであるかということが重要で、もちろんその中には高度成長期に公害を引き起こしたようなシステムが残っているという面もありますけれども、やはりもっと少し違ったかたちで、システムが変わりながら公害を引き起こすかたちになったのではないかと思うのです。

これは日本の経営の面の変化から見なければいけないと思いますが、政治も変わったのでないか。小選挙区制以後の変化、しかもそれ以後の、バブル崩壊以降における日本の政治の在り方を見てみますと、これは明らかに高度成長期の政治の状況と違っていると言わざるを得ないと思うのです。このことは、最近よく新聞で問題になっているように、保守政治家の変質ということです。これはどう変質しているかと言うと、過去における保守政治家は「憲法」体制を守ろうとする人が多かった。

改憲に意見のある人がいましたけれども、しかし少なくとも、「憲法」を変えるという

ことをもって自分の信念として行動するということではなくて、やはり「憲法」の中にある平和、基本的人権、民主主義というのは、建前として認めるという政治体制だったと思いますね。

私はNHKで歴代の首相や大臣と対談した経験がいろいろありますが、田中角栄にしても、三木武夫にしても、大石武一にしても、自分の政策は世論に従わなければならないという意識を持っていました。だから、「公害対策基本法」が1967年にできたときには、世論に押されたことは間違いないです。それから、1970年、もう二度とないと思いますが、公害国会という名前を付けて環境関連14法案を通したというのは、この年の世論調査では圧倒的に「経済成長」よりも「環境保全」の比重が高かったのです。NHKの『日本公害地図』の中に、そのときの世論調査が非常に詳しく載っています。1970年の半ばには、日本の国民の世論は、「公害をなくしてほしい。成長よりも公害防止だ」と、圧倒的に変わってしまった。

佐藤首相は大阪万博に来たときには、公害防止より経済成長が優先だと言っていたが、環境重視の世論が、奔流のように出てきたのですから、国会を開いて、生活環境優先の法制を出さざるを得なくなった。持論は成長優先であったのだが、それをひっこめざるを得なくなった。政府も旧公害対策基本法の目的に合った経済成長と生活環境保全の調和を図るという「調和論」を下ろしますと言わざるを得ないところに来ていた。このときの佐藤内閣の官房長官は山中貞則ですが、国会でこう言っているのです。「もし、もう一回公害国会をしなければならないとなったら、自

民党は解党だ」と。自民党としては従来の経済成長政策を捨て、環境優先政策を受け入れざるを得ない、ところへ来ていた。

いまの政党は民主主義の下では立憲主義で「憲法」をまず柱にして問題を考えなければいけないと思うのです。ところがそうならなくなっている。小泉政権や安倍政権は選挙で絶対多数票を得て政権を担当すれば、憲法を勝手に解釈して独裁するような非立憲主義、またそれと関連して、世論を度外視して、みずからの政策を断行している。これは高度成長期の政治や社会の動向と違ってことです。この政権与党の危機をどういうふうに考えたらいいかというのが問題点ですね。

ワイトナーの言うとおり、いま日本はダウンしているんですが、ダウンしているのは、いまの日本の政治経済システムに問題があることが第1だと思うのですね。

第2は、ワイトナーは政策思想について言っているのですね。政策思想について言っているのは非常に重要なところがあって、日本は健康、生命を守ることでは世論が高揚したのですけれども、アメニティーというか、環境の問題に関していえば、日本の住民、あるいは政策担当者は、大きな思想的な欠陥があるのではないかと思います。長くしゃべれませんから、後で私のレジュメを見てほしいのですが、ドイツ人やフランス人が日本へ来て驚くのは日本の都市の街並みの汚さです。「これだけ衛生状態に気を使って、清潔な日本人にして、何でこんなでたらめな都市をつくるんだ」と。日本の都市は実際、香港的な都市になってしまっていて、高さも建物の色も不揃い、景観を考えない、そういう無計画なアメニティーのない都市をつくってしまっ

いる。

都市再生の法律ができた、その法律以降においても、東京の再生はでたらめだったと思うのです。阪神・淡路大震災の教訓に学ばず、超高層化し、自由空間や緑のない街区を作った。そういう東京再生をした。これだけ公害の克服という点では頑張ったにもかかわらず、都市の環境について、なぜこんなアメニティのない、でたらめの都市づくりをしているのか。

また農村もそうですね。ドイツが80年代から力を入れたように、農村景観を重視して、都市計画と同じように農村計画を作った。日本の場合、この農村景観保全が千枚田のように観光と関連しなければどうしても出てこない。米作中心での農業をどうするかという基本的な問題に環境の政策が入ってくるのがずいぶん遅れたし、入っても、景観を作る主体がない。

そういう意味では、公害反対からアメニティの確立という、連続性を持った環境政策が住民運動で総合されていず、政府の環境省が弱体で、都市づくりや社会資本建設が国土建設省の主観で進められ、総合的な地域づくりができていない。とくに予防の原則である環境アセスメントが弱いことが、環境破壊を許している。そういう意味では、公害から環境に移るところにおける思想や主体形成というもの、もう一度考えてみなければならないのではないかなと思っています。

淡路さんからコメントをいただいたのですが、裁判のところは、私は、淡路さんや清水さん、それから沢井さん、そういう人たちに学んで論評していたのであって、先生から質問されると本末転倒になるかもしれません。

私は、戦後の裁判が基本的人権の中の生命、健康の保全を人格権として最高の権利で、営業権より上位として、比較衡量をしない方向へ動いてきたのは、大へんな成果だと思っています。気になることは、行政と司法との連絡といいますか、あるいは、その関係が問題ではないかと思っています。

例えば、この間の大阪泉南アスベスト公害事件最高裁判決は画期的な判決なのですが、しかし、あれは1958年から71年までの責任を認めるというように、責任のはんいを輪切りにしてしまったのです。それは、司法の限界みたいなのところがあって、確かに司法で救済の問題の手掛かりはつかめても、それで全て救済ができるか。例えば福島原発災害の場合、何とかしてコミュニティーを再生、生活を再建してほしいという願いに応えようとすると、司法による損害賠償だけでは限界がある。

先の最高裁としては、全面的に政府の責任を認めてしまえない。ある部分だけ政府の責任を認めるということにならざるを得ない。そういう点で言うと、やはり日本の場合、環境省をはじめとする行政の方に非常に大きな欠陥があって、その欠陥を司法で、わずかに正し得るという役割はできて、行政が変わらないと、うまくいかないのではないかなと思っています。先ほど言われたように、司法の改革と言ったらいいのですか、どういうふうに住民を参加させるかとか、そういう問題については、ぜひまた議論させていただきたいと思っています。

それから、除本さんから言われたところですが、これも先ほど言ったように、ワイトナーさんの言ったことで、環境政策統合が行わ

れる必要があると。つまり、あらゆる政策について政策統合が行われる必要があるというのは賛成ですが、その場合の個別の科学に対して環境がどう関わって、環境と個別の政策がどう統合されるかということではなくて、先ほどから言っている、政治経済システム全体における環境の在り方が問われるのではないかと思っていまして、個別政策統合がどうしても必要だと思うんですね。

日本の地域政策に非常に大きな欠陥があって、環境の問題について、都市政策や農村政策に驚くべき欠陥があるから、そういう意味で、土地政策や農村政策に、どう環境を統合させるかという課題はありますけれども、それだけでは済まないのではないかと思っています。被害者救済からもっと進んで、コミュニティや地域の再生をどうするかというのが、福島や東北では大事なことで、裁判でぜひ被害救済について新しい判決を出してほしいと思いますけれども、予算を積むだけでは済まない。こういう高齢化して人口が少ない東北の場合に、地域包括ケアをどうするかという大きな問題があるのではないかと思うのですね。

医療と、福祉、保育、そういう地域の包括ケアをどうするかという部分になってくると、これは裁判では片付かない、行政の改革が必要な分野なのだろう。そちらに向かって動いていかなければならないのではないかなと思っています。

最後に植田さんが言われたのですが、政治経済的手段を使えば公害は絶滅できると、私と庄司さんが書いているのは本当かという、そういう質問ですが、本当であるけれども難しいということです。

私は、公害というのは、人為的なものであると思います。これは自然災害とは違うわけですから、公害や環境問題は、人間が政治経済的な手段、あるいは、社会的な運動をすれば解決できると思うんですが、問題はシステムの問題だと思うのですね。

近代経済学の研究者は公害と資本主義の関係について私と考えは違うのかもしれませんが、私は、地球環境問題から資本主義には限界があると思うのです。

それでは社会主義かというと、いままで経験した社会主義で駄目なことは、はっきりしている。では、どのような新しい生産関係、どのような生産手段の社会的所有が生まれるのかについては明らかではない。それから、グローバリゼーションの下で、果たして市場制度というものを制限できるのか。そういう非常に大きな課題を考えていくと、まだ私は、資本主義に代わる新しい生産関係について述べるできない状況です。

この本の最後のところに、平和、地球環境の保全、絶対的貧困の除去、民主主義、基本的人権と思想・結社の自由、文化の多様性などを総合した維持可能な社会を提示しました。生産関係がどのようになるかは、今後の課題だが、維持可能な社会こそ人類が今後総合的に解決しなければならぬ目標であることは明らかでしょう。

その課題を明示して、それに接近していくために、いまの市場制度というものをどういうふう管理・統制していくか。現状は混合経済だと思うのですが、さらに進んでどういう生産関係をつくっていくかというのは、ぜひ若い研究者の方に考えてもらいたい課題だと思うんですね。

それは過去における社会主義の失敗、社会主義とは何だったかということを検討することと同時に、いまの現代資本主義、特にグローバリゼーションというものがもたらしている政治経済に与える変化、国民国家や市民社会とグローバル経済との間の矛盾をどう考えるかという課題を解く必要があります。

実は公害も環境問題も最終的には、そういう維持可能な社会、あるいは現代資本主義制

度を超えて、未来社会をどう考察するかということとつながっているのではないかというのが、この本の最後の結論であります。

コメントに対する答えになっていない点があると思いますが、いずれまた続きを話す機会を得たいと思います。どうもありがとうございました。

（終了）